



看護師のみなさん

日本赤十字秋田看護大学の大学院
で**専門看護師**を目指しませんか？

専門実践教育訓練給付制度

日本赤十字秋田看護大学大学院 看護学研究科 修士課程
高度実践看護学分野(がん看護)
高度実践看護学分野(精神看護)は
厚生労働大臣より**専門実践教育訓練給付**の講座指定を受けています



受講者の支払った受講料の一部が雇用保険から給付される公的な支援制度です

教育訓練給付制度とは 働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に受講費用の一部が支給されるものです。一定の支給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

専門実践教育訓練給付 **2年間**で 最大**112万円**
受講中 **40万円**×**2年分** 修了後 **16万円**×**2年分**

高度実践看護学分野(がん看護・精神看護)では、本大学院看護学研究科修士課程の出願資格に該当するほか、看護師として3年以上の専門分野の実務経験があることを出願要件としています。

出願に関するお問い合わせ

日本赤十字秋田看護大学大学院

〒010-1493

秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3

入試・広報課 Tel. 018-829-3759

Fax. 018-829-3030

koho@rcakita.ac.jp

教育訓練給付に関するお問い合わせ

ハローワーク秋田

〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

電話番号:018-864-4111(代表)

部門コード 11# 雇用保険給付課

受付時間:8時30分~17時15分

管轄地域:秋田市、潟上市、南秋田郡

専門実践教育訓練の給付条件

<支給対象者>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「**受講開始日**」*1という）に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間***2が3年以上*ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（**適用対象期間の延長***3が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上*ある方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。



注意

専門実践教育訓練給付を受けるためには、専門の研修を受けた訓練対応キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」を受けた後、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受け、必ず受講開始日の1か月前までに居住地を管轄するハローワークで手続きを完了することが必要です。（本大学院の受講開始日は4月1日のため、2月末日が手続きの期限となります）。

専門実践教育訓練給付 訓練前～給付申請の手続きの流れ(概略図)

訓練前のキャリアコンサルティング(必須)

お住まいを管轄するハローワークでも紹介を受けることができます

受給資格確認(ジョブカードの提出)等の手続き

受講開始の1ヶ月前までに、お住まいを管轄するハローワークで実施

講座の受講・支給申請

専門実践教育訓練給付金は受講中も半年ごとに分割支給を受けられます

受講の修了・支給申請

修了日から1ヶ月以内に、お住まいを管轄するハローワークで実施します

追加給付の申請

専門実践教育訓練が目標とする資格を取得等(修了)し、かつ修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加支給を受けることができます

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす皆さまへ

専門実践教育訓練の給付金のご案内

「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の申請手続き

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の定着と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。
一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（受給者）、または被保険者であった方（就職者）が、厚生労働省が指定する専門実践教育訓練を受講・修了した場合、本人が教育訓練給付金を受給することができます。
※ 令和2年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金は、雇用保険の基本手厚の100%に相当する額（※）をハローワークから支給する制度です。
※ 受給者とは、一般被保険者及び国民年金被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を支給される方のうち、修了後半期の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の条件を満たした方が受講状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手厚の100%に相当する額（※）をハローワークから支給する制度です。

※ 令和2年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金は、雇用保険の基本手厚の100%に相当する額となります。
※ 専門実践教育訓練では、業務終了資格、名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校・職業実践専門課程、専門学校など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています（4ページ参照）。

※ 指定内容は、「厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧」としてまとめています。

最近のハローワークで実施できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練給付金申請システム（https://www.kyofu.mhlw.go.jp/henkaouf_x_kouzu/）でもご利用いただけます。

教育訓練給付制度 請求

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。借りたお金が返済期限によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の返還を求められる場合があります。教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を返還することができなくなり、不正に受給した金額の返還に相当する額の追徴の金額の納付を命じられ、罰金として刑罰に処せられることがあります。

※ 不正受給した場合の返還義務の対象となる場合があります。

※ 不正受給した受講開始日の被保険者であった期間をめぐって争いとなる場合がありますので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受給することができなくなります。

また、教育訓練支援給付金を要件を満たさなくなるので、支給は受けられなくなります。

※ 教育訓練給付金の返還義務について十分な説明を受けた場合は、借りたハローワークに連絡・ご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL03081/007

専門実践教育訓練の詳細な内容や条件は、厚生労働省のホームページに掲載の[専用パンフレット](https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf)を必ず確認いただき、ご不明な点はハローワークへお問い合わせください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf>